



2023年3月17日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘
T E L 050-7105-9084

関西電力送配電株式会社における経済産業省からの緊急指示に対する報告について

当社子会社の関西電力送配電株式会社（以下、関西電力送配電）は、2023年2月10日に経済産業省から「一般送配電事業者における中立性・信頼性確保のための対応」について緊急指示を受けており、2月17日に公表した再発防止策の進捗状況や法令等遵守を確実にを行うための組織・体制、仕組みの整備等を取りまとめ、本日、同省に報告しました。

本件は、一般送配電事業者の中立性に疑念を生じさせる事案を発生させたことなどから同省より緊急指示を受けたものです。お客さま情報を漏洩させ、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがす事態を発生させたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

関西電力送配電は、コンプライアンスや行為規制の責任者となる役員を明確化するため、本年4月より、「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）」を設置し、社長がCCOとしてコンプライアンスおよび行為規制を統括するとともに、コンプライアンス専任の担当役員を配置する体制に見直します。

また、法令等遵守を確実にを行うために、社長直下の実務組織として、本年4月に「コンプライアンス推進本部」を新たに設置し、同本部にてコンプライアンス統括機能と行為規制統括機能を一元的に担うことにします。

加えて、関西電力送配電のコンプライアンスや行為規制に対する取組み等をより実効性の高い取組みとしていくために、外部の客観的な視点を活用したコンプライアンスやシステムのチェック体制を構築してまいります。

関西電力送配電は今後、監督官庁のご指導を賜りながら適切に対応するとともに、社内の調査検証・改革委員会にて再発防止策を確実に実行してまいります。また、当社のコンプライアンス委員会の調査や、その分析結果等を踏まえた更なる改善策についても取り組んでまいります。

以 上

別 紙：経済産業省への報告概要（関西電力送配電による報告）

経済産業省への報告概要

関西電力送配電株式会社

2023年3月17日

[経済産業省の緊急指示に対する報告]

1. 主な再発防止策（2023年2月17日公表）の実施状況 : P.3

2. 法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備 : P.4～5
 - （1）責任者となる役員の明確化と実行組織・体制の整備
 - （2）代表者直轄組織によるモニタリング体制の構築

3. 2で整備する組織・体制、仕組みを高度化するための取組み : P.6

[その他]

- 前回公表（2023年2月17日）以降、
新たに確認した不適切な取扱いについて : P.8～10

経済産業省の緊急指示に対する報告

1. 主な再発防止策（2023年2月17日公表）の実施状況

再発防止対策	実施状況
○行為規制を正しく理解する教育への見直し実施	○各部門それぞれの 職場実態に則した教育資料を作成し、全従業員に対して2023年4月17日までに教育を実施する。
○関西電力から関西電力送配電異動直後の行為規制教育実施	○2023年2月に実施した全社教育（eラーニング）以降の 異動転入者に対して、行為規制全般の教育を実施済み （3月8日完了）。 ○今後の異動転入者に対しては、各職場実態に即したタイムリーな行為規制教育を実施する。 ○また、 当社からの異動転出者に対して、所属長が託送供給等業務で知り得た情報の目的外利用の禁止、システム権限の確実な削除等をチェックリストに基づき確認する運用を開始する （2023年6月末までに開始予定）。
○開発体制の充実・専任化 ○託送業務システムの共用状態を解消するため、完全分離を着実に推進	○関西電力と共有している 託送業務システムの分離を着実に推進 するため、 開発内容の詳細や開発スケジュールおよび専任組織の検討・調整に着手。
○設計時の指示の具体化（非公開情報を明確に定義し、ルール化等） ○行為規制の観点でのレビュー項目追加・テストケースの充実	○システム改修時における設計指示にあたっては、 行為規制の観点でレビューを実施する運用を開始済み （2023年1月末～）。 ○行為規制を含めた法令を遵守するため、関係法令の明確化方法を検討しており、システム改修・維持運用に関連する標準類を改正する（2023年4月）。
○役員等による行為規制に力点を置いた現場コミュニケーションの実施	○ 社長をはじめ役員による緊急の現場コミュニケーションについて 、対象となる71事業所のうち26事業所にて実施済み（3月16日時点）。
○コンプライアンス上問題となる事象、または、その発生のおそれを認識した時の報告義務の再周知と定期的な促しの実施	○ 社長メッセージにて行為規制違反等発見時の報告の必要性を改めて発信 （3月1日）。上述の 緊急の現場コミュニケーションにおいてもコンプライアンス相談窓口への報告の慫慂等を実施 している。 ○今後、四半期ごとに報告を慫慂するための発信活動等を実施。

(1) 責任者となる役員の明確化と実行組織・体制の整備

■ 責任者となる役員の明確化

- これまで、行為規制に係る「情報管理責任者」および「法令遵守責任者」は、「行為規制担当役員」があたりこととしていた。
- 今回、小売顧客の情報漏洩を発生させたことを踏まえ、2023年4月より、
 - ◆ コンプライアンスおよび行為規制を統括する立場として、社長を「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）※」とし、CCOが「法令遵守責任者」にあたることとする。
 - ◆ コンプライアンス専任の担当役員を配置し、当該担当役員が「行為規制担当役員」にあたることとする。
 - ◆ 副社長が「情報管理責任者」にあたることとする。

※：CCOは、全社のコンプライアンス推進の責任者として、全社のコンプライアンスを推進する。

■ 実行組織、体制の整備

- 2023年1月30日に社長を委員長とした「調査検証・改革委員会」を設置（2023年1月31日公表）。本委員会において、今回発生させた不適切な取扱いに係る徹底した原因究明に取り組み、さらなる対策を検討し、実行していく。
- 2023年4月より、社長直下の実務組織として、前述の「コンプライアンス担当役員」を長とする「コンプライアンス推進本部」を設置し、従前の総務部法務グループが所掌するコンプライアンス機能と、企画部事業管理グループが所掌する行為規制に係る機能を移管する。

(2) 代表者直轄組織によるモニタリング体制の構築

■ コンプライアンス委員会の強化

- 「コンプライアンス委員会」の下部組織として、行為規制に特化した「行為規制分科会」を設置し、外部知見も活用しながら各種行為規制の計画策定や内部統制の充実、業務執行箇所への指導等を行う。

■ 経営監査部の強化

- 内部監査箇所である経営監査部の内部機構として、2023年4月より、行為規制等監査グループおよびシステム監査グループを新たに設け、システムに関する外部専門家等の知見も活用しながら行為規制およびシステム監査の実効性向上を図る。

■ 監督機能の強化

- 送配電事業の中立性・透明性の観点から、客観的視点にたつて執行側への示唆・提言を行う、取締役会の諮問機関として「行為規制アドバイザリーボード」を設置する。
- さらなる中立性・透明性の向上に向け、取締役会へ外部の客観的な視点を取り入れるよう、社外取締役の招へいについて今後検討を進める。

■ コンプライアンス機能の高度化

- 当社の「コンプライアンス委員会」の運営等に外部知見を活用しつつ、社内委員を減らし、社外委員を増やすことで、さらなる客観的視点による指導・助言・監督を実施する。
- （P.5のとおり、）「コンプライアンス委員会」の下部組織として、行為規制に特化した「行為規制分科会」を設置する。

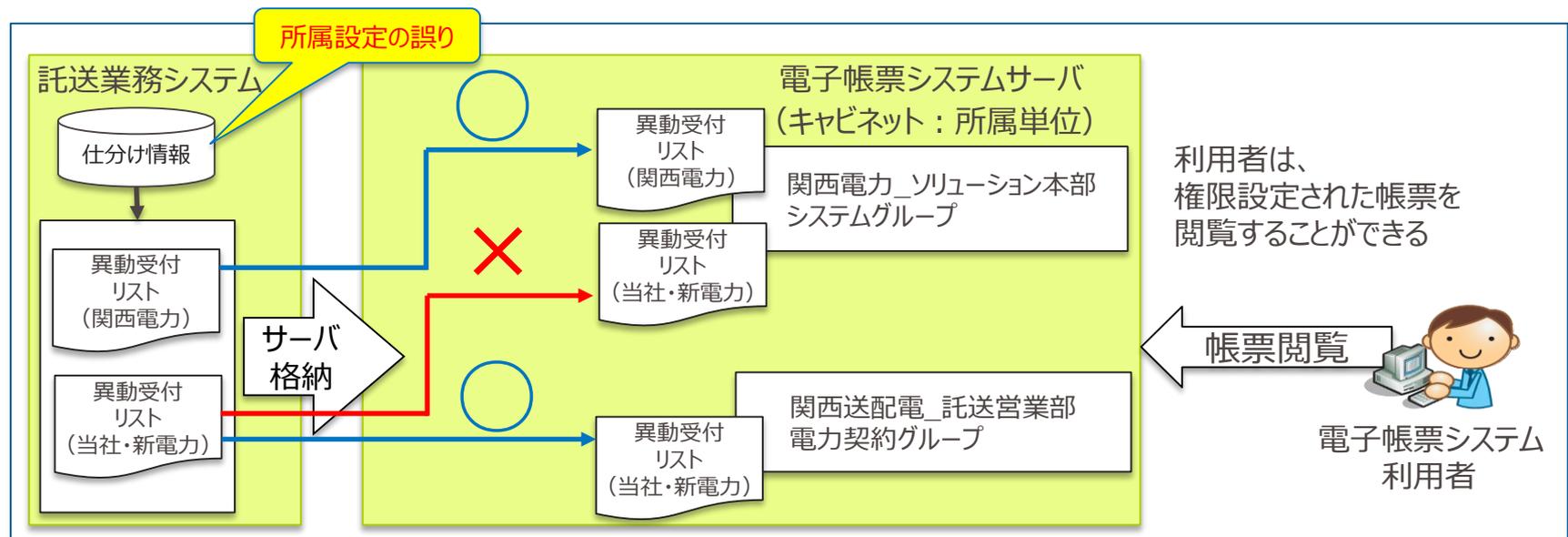
■ システムチェック機能の高度化

- 業務執行箇所において、システム開発・運用におけるシステムの要件や機能等の妥当性のチェックに対して、外部専門家等の知見を活用する。
- （P.5のとおり、）内部監査箇所である経営監査部の内部機構として、2023年4月より、行為規制等監査グループおよびシステム監査グループを新たに設け、システムに関する外部専門家等の知見も活用しながら行為規制およびシステム監査の実効性向上を図る。

前回公表（2023年2月17日）以降、
新たに確認した不適切な取扱いについて

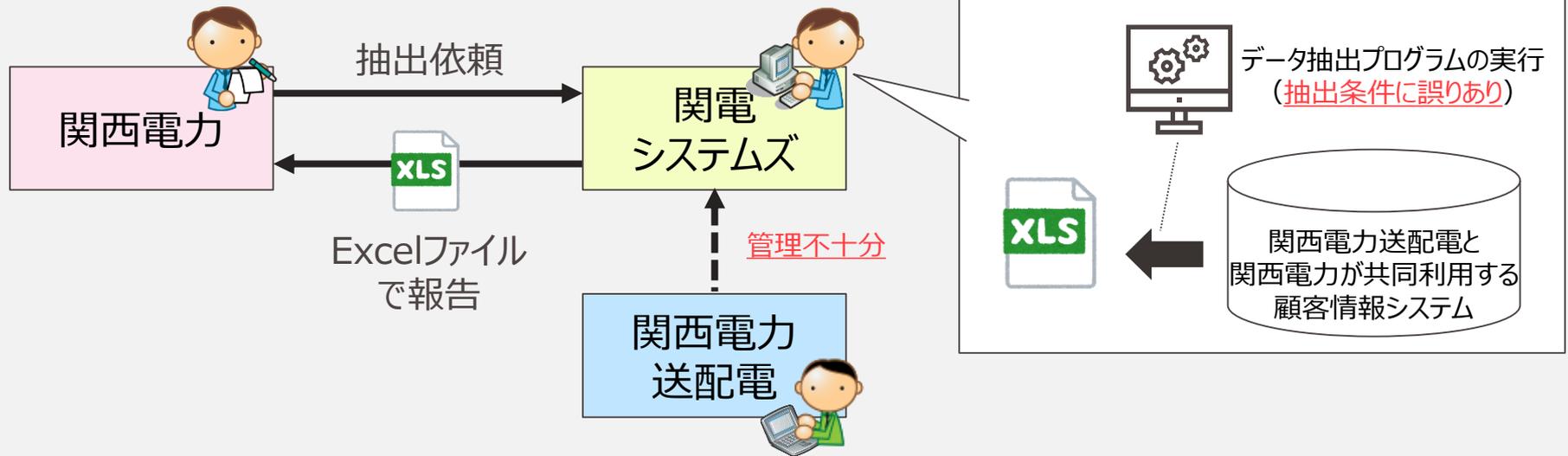
電子帳票の仕分け先誤りによる非公開情報の閲覧

- 託送業務システムにて受け付けた異動内容（設備の新增設や名義変更等）は、帳票として電子化され、当該受付情報が必要な部署およびシステム部門にのみ閲覧権限を設定した上で、当社および関西電力で共用する電子帳票システムに保管される。
- 今回、当社および新電力が買い取っている再生可能エネルギーの受給契約の異動受付があった際に作成されるリストについて、閲覧権限の設定に誤りがあったことから、関西電力のシステム部門でも閲覧できる状態になっていたもの。
 - ◆非公開情報：契約名義、電話番号、受給開始（廃止）年月日、購入種類、購入単価等
 - ◆閲覧期間：2019年5月2日～2023年3月3日
 - ◆漏洩件数：調査中（上記閲覧期間内において、9日分のデータを閲覧した実績あり）



受給契約の非公開情報のデータ抽出

- 関西電力は2023年度から検針票投函を廃止することとしており、その対応として、再生可能エネルギーの買取契約のあるお客さまを把握するために、関電システムズにデータ抽出を依頼。
- その際に、誤って非公開情報を含むデータの抽出依頼を行っており、関電システムズから提供を受けたデータの中に、新電力買取のお客さま情報が含まれていた。
 - ◆非公開情報：契約名義、設備ID、購入種類、買取終了年月、連絡先住所
 - ◆閲覧期間：2021年3月9日抽出指示、同月19日抽出データ報告
 - ◆漏洩件数：66,688契約



アクセス権限登録画面の不備

- 2023年3月16日に関西電力から当社に報告があり、託送業務システムのアクセス権限登録画面において、関西電力従業員に当社従業員の権限を付与することが可能な状態であったことを確認。
- 3月16日時点で、5名の関西電力従業員が新電力顧客情報を閲覧できる状態にあったことを確認し、当該5名の権限削除およびアクセス権限登録画面の権限付与機能を削除済み。
- 今後、原因等について詳細調査を行う。